

平成 29 年 12 月 20 日

事業主の皆様へ

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する
労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳制度の周知のお願い～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から 30 年～40 年という長期間を経過した後に発症することが知られており、石綿関連疾患を発症された方には、過去の石綿業務が原因となって発症したのかどうか気付かない方や、健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃるものが懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、現在も勤務されている労働者の方はもとより、既に離職された労働者の方やその御遺族の方に、労災補償制度及び特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度の周知と請求等の勧奨を行っていただくことを要請しています。

貴事業場におかれましても、**既に離職されている方を含め、貴事業場で石綿業務に従事していた労働者の方やその御遺族の方に対し、**

① 労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

② 石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨

を行っていただきたくお願い申し上げます。（**制度の概要や申請手続き等については、別添 1 を御参照ください。**）

これらの制度をお知らせいただく際には、同封した**労働者の方やその御遺族の方へのお知らせの文書（別添 2）**を参考にしてください。

労災保険給付と特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者の御遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金は御遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

◇周知・請求勧奨の必要性

① 石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年～40年という長期間を経過した後発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、注意喚起を行う必要があります。

② 石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し所定の請求書を提出していただくことになります。

※ 請求手続きや制度に関する御相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿健康管理手帳について

石綿業務に従事していた方(※)は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、退職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、退職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※石綿業務に従事していた方は、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある退職者の方も対象となります。

◇申請手続き

労働者が退職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、退職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関する御相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿業務に従事されていた労働者の皆様またはその御遺族の皆様へ**石綿に関する労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳について**

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方（離職された方を含みます。）の労災補償や健康管理対策などを行っています。

下記1の(1)、(2)に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

また、下記2に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局に御相談ください。

記

1 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）**(1) 労災補償制度**

石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した労働者の方、又はそれらの病気により亡くなった労働者の御遺族の方が対象となります。

(2) 特別遺族給付金制度

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が対象となります。

2 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象です。具体的には、石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した方の中で、次のいずれかに該当する場合は対象です。

(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）が該当）

(2) 下記の作業に1年以上従事した経験を有していること。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの張付け、補修若しくは除去の作業
- ・石綿の吹き付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業

(3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。（直接業務のみが該当）

【注意事項】

- 対象者は石綿業務に継続して従事していた方に限られます。
- 上記(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上となる場合には、手帳を受け取ることができます。

石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）
（直接業務のみが対象）
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。
（直接業務のみが対象）

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① **健康管理手帳交付申請書**
 - ② **申請者本人が記載した業務歴**
- 上記①、②に加えて
- ③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**
 - ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**
 - ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因

かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、**胸が苦しい**などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

◆ 石綿（アスベスト）による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿製品を取り扱う仕事（例：建設業など）をしたことのある方や、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが40年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）



◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者※または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「労災保険給付」

または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→ [お近くの労働基準監督署または都道府県労働局](#)にご相談ください。

（連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ）



石綿健康被害救済制度

による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→ [\(独\)環境再生保全機構](#)にご相談ください。

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい
電話 0120-389-931



★ 各給付の詳細内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要 (一覧)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしていなかったかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に住んでいた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていたなどの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限:平成34年3月27日
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆ 各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 アズベスト 石綿救済相談ダイヤル ERCA さあはやく きゅうさい 電話無料 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

(*) 平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

◆ お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

《 お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 》

監督署

検索

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011(709)2311	石川	076(265)4426	岡山	086(225)2019
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656	広島	082(221)9245
岩手	019(604)3009	山梨	055(225)2856	山口	083(995)0374
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556	徳島	088(652)9144
秋田	018(883)4275	岐阜	058(245)8105	香川	087(811)8921
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369	愛媛	089(935)5206
福島	024(536)4605	愛知	052(855)2147	高知	088(885)6025
茨城	029(224)6217	三重	059(226)2109	福岡	092(411)4799
栃木	028(634)9118	滋賀	077(522)6630	佐賀	0952(32)7193
群馬	027(896)4738	京都	075(241)3217	長崎	095(801)0034
埼玉	048(600)6207	大阪	06(6949)6507	熊本	096(355)3183
千葉	043(221)4313	兵庫	078(367)9155	大分	097(536)3214
東京	03(3512)1617	奈良	0742(32)0207	宮崎	0985(38)8837
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153	鹿児島	099(223)8280
新潟	025(288)3506	鳥取	0857(29)1706	沖縄	098(868)3559
富山	076(432)2739	島根	0852(31)1159		

《 厚生労働省のホームページ 》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。
(労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。)

《 労災保険相談ダイヤル 》 0570-006031 / 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

救済給付(石綿健康被害救済制度)について

《 独立行政法人 環境再生保全機構(ERCA) 》

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

電話
無料

0120-389-931

(ホームページ) <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

さあはやく

きゅうさい

受付時間 9:30 ~ 17:30

土・日・祝・年末年始 12/29 ~ 1/3 を除く



《 環境省 地方環境事務所 》

(ホームページ) <http://www.env.go.jp/region/>

石綿 救済

検索

- 北海道地方環境事務所(札幌市) 011-299-1952
- 東北地方環境事務所(仙台市) 022-722-2873
- 関東地方環境事務所(さいたま市) 048-600-0815
- 新潟事務所(新潟市) 025-280-9560
- 中部地方環境事務所(名古屋市) 052-955-2134
- 近畿地方環境事務所(大阪市) 06-4792-0703
- 中国四国地方環境事務所(岡山市) 086-223-1581
- 高松事務所(高松市) 087-811-7240
- 広島事務所(広島市) 082-511-0006
- 九州地方環境事務所(熊本市) 096-322-2411
- 福岡事務所(福岡市) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。